

財政健全化判断比率および資金不足比率の公表

財政健全化法は、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で示し、財政の健全化が必要な場合に迅速な対応を取るために制定されたものです。「健全化判断比率」と「資金不足比率」の二つで自治体の財政状況を判断し、基準値より低いほど、その自治体の財政は健全であると評価されます。

健全化判断比率とは

財政の状況を表す次の四つの指標のことをいい、二つの基準によって財政の健全性を判断します。

四つの指標のうち一つでも「早期健全化基準」以上になると、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化に取り組みなくてはなりません。

さらに、将来負担比率を除く三つの指標のうち一つでも「財政再生基準」以上になると、地方債の起債が制限され、予算の編成に国が関与し、確実な財政再生を図らなければなりません。

指標1 実質赤字比率

一般会計の赤字額の割合です。赤字の比率が高くなるほど、財政悪化が深刻であるといえます。

本町の一般会計は、黒字決算となりましたので、数値化されません。

指標2 連結実質赤字比率

一般会計だけでなく、特別会計も加えた赤字額の割合です。

本町は、全ての会計において黒字決算となりましたので、数値化されません。

指標3 実質公債費比率

借入金の返済額が財政に及ぼす負担を表す指標です。この比率が高いほど、資金繰りが厳しいことを表します。

本町の数値は、早期健全化基準を大きく下回っており、健全であるといえます。

指標4 将来負担比率

これから支出を予定している借入金の返済などの負担額の割合です。この比率が高いと将来的に財政が圧迫される可能性が高くなります。本町では負担額を上回る歳入が予想され、将来的にも黒字決算が見込まれるため、数値化されていません。

(単位：%)

	豊山町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
実質公債費比率	△0.6	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

※表中の「—」表示は数値がない(赤字がない)ことを表しています。

資金不足比率とは

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模(事業収入)に対する比率で、経

営状態の悪化の度合いを示します。「経営健全化基準」以上になると、

経営健全化計画の策定が義務付けられます。町が独自で運営する公営企業は下水道事業です。資金不足は生じておらず、数値化されません。

(単位：%)

	会計名	豊山町	経営健全化基準
資金不足比率	公共下水道事業 特別会計	—	20.0

※表中の「—」表示は数値がない(資金不足が生じていない)ことを表しています。

まとめ

以上のとおり、平成二十五年度決算における本町の算定結果はすべての指標において基準値を大きく下回り、健全な財政状況であるといえます。

今後におきましても、経済状況や国、県の政策を的確に捉え、引き続き健全な財政状況を堅持します。

また、各事業の内容を精査し、安易に借入に頼らない規律ある財政運営を行ってまいります。